

岡労発基 0407 第 5 号の 2

令和 8 年 4 月 7 日

関係団体の長 殿

岡山労働局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部
を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添 1 の令和 8 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 1 号により、令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）に関し、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 361 号。以下「整備政令」という。）が令和 7 年 10 月 31 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 3 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 1 月 20 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 44 号。以下「整理告示」という。）が令和 8 年 2 月 20 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されるとの通知がありました。今回の通知は、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達となります。

つきましては、この施行通達についてご承知おき頂きますとともに、会員事業場等関係者に対して周知していただきますようお願いいたします。

政令第三百六十一号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十五条第一項ただし書及び第三項、第三十条第一項、第三十四条、第一百二十二条第一項並びに別表第十八備考の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第十条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 ショベルローダー

五 フォークローダー

第十条第一号の次に次の一号を加える。

二 フォークリフト

第十一条中「又は工場」を、「工場その他の事業」に改める。

第十五条の二の見出し中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

第十五条の三の見出し中「外国登録製造時等検査機関等」を「外国登録設計審査等機関等」に改め、第

二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とする。

第二十三条の二中「第七十七条第四項」を「第七十七条第五項」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（法別表第十八備考の政令で定める車両系機械）

第二十四条 法別表第十八備考の政令で定める車両系機械は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用及び基礎工事用のものに限る。）とする。

（労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

第二条 労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「八万二千五百円」を「四万四千元（法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労

働局長が当該申請に係る法第二十七条第一項の特定機械等（以下「特定機械等」という。）の設計審査の業務を行う場合にあつては、八万二千五百円）に改める。

第三条の二第一項中「法第二十七条第一項の」及び「（以下「特定機械等」という。）」を削る。

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生法施行令第二十三条の二の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

○厚生労働省告示第四十四号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程の一部改正）

第一条 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第四百十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(講師)</p> <p>第一条 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目（ただし、当該講習科目のうち、実技講習においては、走行の操作及び作業のための装置の操作に限る。）に応じ、それぞれ同表の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>	<p>(講師)</p> <p>第一条 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>

(ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程の一部改正)

第二条 ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程(昭和四十七年労働省告示第百十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(講師) 第一条 ボイラー取扱技能講習(以下この章において「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第二十二号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>	<p>(講師) 第一条 ボイラー取扱技能講習(以下この章において「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第二十三号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>

(玉掛け技能講習規程の一部改正)

第三条 玉掛け技能講習規程(昭和四十七年労働省告示第百十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(講師)</p> <p>第一条 玉掛け技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第二 十一号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同 表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有す る者とする。</p>	<p>(講師)</p> <p>第一条 玉掛け技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第二 十二号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同 表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有す る者とする。</p>

(車両系建設機械(基礎工専用) 運転技能講習規程の一部改正)

第四条 車両系建設機械(基礎工専用) 運転技能講習規程(昭和五十二年労働省告示第二百二十号)の一部を

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(講師)</p> <p>第一条 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)<u>別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</u></p>
改正前	<p>(講師)</p> <p>第一条 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)<u>別表第十九号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</u></p>

(車両系建設機械(解体用) 運転技能講習規程の一部改正)

第五条 車両系建設機械(解体用) 運転技能講習規程(平成二年労働省告示第六十五号)の一部を次の表のように改正する。

(不整地運搬車運転技能講習規程の一部改正)

第六条 不整地運搬車運転技能講習規程(平成二年労働省告示第六十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(講師) 第一条 不整地運搬車運転技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第十八号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>	<p>(講師) 第一条 不整地運搬車運転技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>

(高所作業車運転技能講習規程の一部改正)

第七条 高所作業車運転技能講習規程(平成二年労働省告示第六十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(講師) 第一条 高所作業車運転技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第十九号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>	<p>(講師) 第一条 高所作業車運転技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第二十一号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>

(港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格の一部改正)

第八条 港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格 (平成十二年労働省告示第七十九号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。

<p>(略)</p>	<p>機体重量が三トン以上の労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができないものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>
<p>(略)</p>	<p>一 安衛法別表第六に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 二 四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十一号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者 二・三 (略)</p>	<p>作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>

改正前

港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。

<p>(略)</p>	<p>機体重量が三トン以上の労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができないものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>
<p>(略)</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十一号に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 二 四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十四号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者 二・三 (略)</p>	<p>作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>

<p>制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十四号に規定する玉掛け技能講習を修了した者 二・三 (略)</p>
<p>制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十六号に規定する玉掛け技能講習を修了した者 二・三 (略)</p>

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間の一部改正）

第九条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(統括安全衛生責任者等に対する講習)

第三条 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者(法第三十条第二項又は第三項の規定に基づく指名を受けた事業者を除く。)の労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。以下この条において同じ。)及び法第十五条第一項に規定する関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることよって発生する労働災害を防止するための業務(法第三十条第二項又は第三項の規定に基づく指名がなされた場合にあつては、当該指名を受けた事業者の労働者である作業従事者及び当該指名を受けた事業者以外の請負人で法第十五条第一項の特定事業の仕事を行つた請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることよって発生する労働災害を防止するための業務)に従事する者に対する法第九十九条の二第一項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

(表略)

改正前

(統括安全衛生責任者等に対する講習)

第三条 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者の労働者及び同項に規定する関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることよって発生する労働災害を防止するための業務に従事する者に対する法第九十九条の二第一項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

(表略)

(特例緊急作業特別教育規程の一部改正)

第十条 特例緊急作業特別教育規程(平成二十七年厚生労働省告示第三百六十一号)の一部を次の表のよう
に改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(学科教育)
 第二条 前条の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

(学科教育)
 第二条 前条の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

(略)	電離放射線の生体に対する影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	(略)	科目	(略)	範囲	(略)	時間
(略)	電離放射線の種類及び性質 特例緊急作業において電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 特例緊急作業における健康管理の方法 特例緊急被ばく限度(電離則第七条の二第一項に規定する特例緊急被ばく限度をいう。) 特例緊急作業における被ばく線量測定の方法 特例緊急作業における被ばく線量測定の結果の確認、記録等の方法 電離則第四条第一項に規定する被ばく限度を超えた特例緊急作業に従事する労働者に係る被ばく線量の管理の方法	(略)	科目	(略)	範囲	(略)	時間

(略)	電離放射線の生体に対する影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	(略)	科目	(略)	範囲	(略)	時間
(略)	電離放射線の種類及び性質 特例緊急作業において電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 特例緊急作業における健康管理の方法 特例緊急被ばく限度(電離則第七条の二第一項に規定する特例緊急被ばく限度をいう。) 特例緊急作業における被ばく線量測定の方法 特例緊急作業における被ばく線量測定の結果の確認、記録等の方法 電離則第四条第一項に規定する被ばく限度を超えた特例緊急作業に従事する者に係る被ばく線量の管理の方法	(略)	科目	(略)	範囲	(略)	時間

(高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針の一部改正)

第十一条 高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針(令和二年厚生労働省告示第三百五十一号)の一部を次のように改正する。

第2の1の(4)のイ中「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第62条の2第2項に基づき厚生労働大臣が公表する指針」と改める。

(介護雇用管理改善等計画の一部改正)

第十二条 介護雇用管理改善等計画(令和三年厚生労働省告示第百十七号)の一部を次のように改正する。

第4の1の(8)中「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第62条の2第2項に基づき厚生労働大臣が公表する指針」と改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。